# 大阪府立西浦支援学校　学校協議会　傍聴規則

（趣旨）

第一条　この規則は、大阪府立西浦支援学校学校協議会（以下、「学校協議会」という）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続）

第二条　学校協議会の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議の開催時刻までに、学校協議会の会長（以下「会長」という。）の傍聴許可を受けなければならない。

２　傍聴人の数は、会長が定める数を限度とし、傍聴の申請者の数がその数を超える場合は、抽選により傍聴許可を受ける者を決定する。

３　前二項の規定にかかわらず、新聞、テレビその他報道に携わる者（以下「報道関係者」という。）で会長が特に認める者は、会議を傍聴することができる。

（傍聴することができない者）

第三条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

一　凶器、棒その他人に危害を加えるおそれのある物品を携帯している者

二　張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕その他これらに類するものを携帯している者

三　たすき、ゼッケン、ヘルメットその他これらに類するものを着用し、又は携帯している者

四　拡声器、笛、ラッパ、太鼓その他楽器等を携帯している者

五　酒気を帯びていると認められる者

六　前各号に掲げる者のほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

（傍聴人の守るべき事項）

第四条　傍聴人は次に掲げる事項を守らなければならない。

一　議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

二　私語、談話その他の発言をし、拍手をし、又は騒ぎ立てないこと。

三　みだりに席を離れないこと。

四　飲食又は喫煙をしないこと。

五　携帯電話機、ポケットベルその他の音声を発する機器については、使用できないよう電源を切ること。

六　前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（撮影、録音等の禁止）

第五条　傍聴人は、写真、ビデオ等の撮影をし、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではない。

（違反に対する措置）

第六条　傍聴人がこの規則に違反したときは、会長は、これを制止し、それに従わないときは、退場を命ずることができる。

（傍聴の禁止及び退場）

第七条　会長が傍聴を禁じ、又は退場を命じたときは、傍聴人は速やかに退場しなければならない。

附　則

この規則は、平成 27 年　6 月　5 日から施行する。